



このシステムは、意見等登録システムです。
 本システムは、意見等登録システムです。

記入内容の確認



この内容でよろしければ、画面下のボタンを押してください。

○提案事項名(タイトル)
 (50字以内におまとめください。)

「納税者権利憲章」に関する要望書

※必須

○提案の視点
 ※必須

規制・制度の撤廃や見直し

○提案の具体的内容
 (具体的に全角文字にて250文字以内で記載してください。)

現行の国税通則法及び各税法は「義務」を中心に規定がなされており、とても納税者の権利を保障しているとは言いがたく感じます。そのため、国税通則法及び関係法令の改正を含めた形式で納税者権利憲章を制定することにより、より納税者の権利を保障することが重要です。諸外国並みのこれらの権限を実現するためには、国税通則法をはじめとした関係法令の整備を行うことにより納税者権利憲章を明文化することが必要です。具体的には下記の事項を盛り込むことを要望します。①納税者に対する課税庁の丁寧かつ配慮ある対応 ②調査の文書による事前通知 ③調査理由の開示 ④専門家に依頼する権利 ⑤反面調査等の制限 ⑥不服申立の権利

※必須

○提案理由
 (具体的に全角文字にて750文字以内で記載してください。また、特に無い場合は「なし」とお書きください。)

具体的内容に記載の各項目の提案理由等は以下のとおりです。①納税者に対する課税庁の丁寧かつ配慮ある対応 納税者は国の主人公であり、憲法の納税者主権、租税法主義の保障から考えて、税務当局・職員から公正で丁寧かつ、配慮ある対応を受ける権利を有する。②調査の文書による事前通知 課税庁は、納付すべき税額の確定に係る調査等のため、国税に関する法律の規定による質問又は検査をしようとする場合には、質問又は検査をする日の14日前までに、その相手方に対し、文書により通知しなければならない。通知を受けた納税者は、当該通知をした課税庁に対して、正当な理由のある場合は質問又は検査をする日時又は場所の変更を申し出ることができる。③調査理由の開示 課税庁は、納税者に対し、調査を必要とする主たる理由を事前に文書で通知しなければならない。④専門家に依頼する権利 課税庁は、納税者に対し、税務調査に際し、税務代理人を選任することが出来る旨を事前に文書で通知しなければならない。⑤反面調査等の制限 税務調査前の資料収集及び、税務調査に関連する取引先等への資料収集については、納税者本人の調査によって実態が把握できない等、やむを得ない場合に限定して実施されるべきであり、その場合においては、理由を付記して納税者に通知すること。また、その調査結果を納税者に文書で開示し、通知すること。⑥不服申立の権利 納税者は、税務行政処分に対し、税務当局に不服を申し立てるか、直ちに訴訟を起こす権利を持つ。係争中、納税者は係争額を納付する義務を負わない。

※必須

○根拠法令等

○制度の所管省庁
 (複数選択も可)

財務省

※必須

○「新成長戦略(平成21年12月30日閣議決定)」の戦略分野
 (関連する分野がありましたらチェックしてください。)

○提案主体名(会社名・団体名)
 (個人の場合は「個人」と記入してください。)

全国青年税理士連盟